

トラック運送事業者の人手不足・物価高騰対策支援金交付要綱

広島県補助事業執行団体

公益社団法人 広島県トラック協会

(目的)

第1条 この支援金は、人手不足や物価高騰に直面しているトラック運送事業者の適正な運賃の收受や運送・荷役等の効率化等に必要なデジタル技術の導入、ドライバーの働きやすい職場環境の整備、輸送コストの負担軽減に資するエコタイヤ等の導入に向けた取組を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「事業者」とは、一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の営業許可を受けている者であり、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であって、広島県内に本社、支社、本店、支店又は営業所等（以下「本社等」という。）を置く者をいう。ただし、第6条第3項の規定により、リース事業者と共同申請を行う場合は、第3条第3項及び第6条第3項を除き、リース事業者も「事業者」に含む。

2 この要綱において「小規模事業者」とは、車両保有台数50両以下の事業者をいう。

3 この要綱において「支援対象事業グループ」とは、別表第1に規定する複数者連携型において、第3条に規定する支援対象事業を連携して行う事業者のまとまりをいう。

4 この要綱において「グループ構成員」とは、支援対象事業グループに属する代表事業者及びその他の事業者をいう。

5 この要綱において「代表事業者」とは、グループ構成員の交付申請の内容、事業実績報告及び事業実施効果報告等の取りまとめ及び提出、支援対象事業実施の先導・実施管理や公益社団法人広島県トラック協会（以下「協会」という。）等との対外的なコミュニケーション窓口など、各種手続き・調整などを支援対象グループの中で主体的な役割を果たす事業者をいう。

(支援金の交付対象)

第3条 第1条の目的を達成するため、広島県内の本社等において事業者が行う取組のうち、令和8年4月1日以降に契約・発注した、次の第1号から第3号に掲げるものを支援対象事業とし、支援金の交付対象となる者はそれぞれ次のとおりとする。

(1) DX推進関係

令和8年4月1日から令和9年1月29日までの間（以下「事業期間」という。）に、適正な運賃の收受や運送・荷役等の効率化等に必要なシステム等を導入した者

(2) 人材確保に向けた環境整備関係

ア 事業期間に、女性ドライバーの働きやすさにつながる施設・設備の整備等の職場環境整備を実施した者

イ 事業期間に、暑熱・寒冷対策を目的とした設備導入等の職場環境整備を実施した者

(3) エコタイヤ等の導入関係

事業期間に、協会の「広島県エコタイヤ導入促進助成金交付要綱の別表（助成対象商品一覧）」に掲載されているエコタイヤ又は再生タイヤを導入した者

- 2 次に掲げる者は、支援金の交付対象としない。
- (1) 広島県暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員等
 - (2) 役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは間接的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している者
- 3 次に掲げる条件を遵守しない事業者は、支援金の交付対象としないことができる。ただし、次に掲げる第1号及び第2号の規定は、支援対象事業が第3条第1項第1号に掲げる事業に該当する場合に適用する。
- (1) 協会主催のDX推進に係るセミナーを受講すること(なお、協会が別に指定するDX推進に係る事業に参加した場合を除く。)
 - (2) 支援対象事業の実施にあたりシステムの導入計画を策定すること。
 - (3) 支援対象事業その他のトラック事業者支援策に関するフォローアップ調査に協力すること。
 - (4) 支援対象事業の実績(支援対象事業者名を含む)及び前号のフォローアップ調査の結果を公開することに承諾すること。

(支援金の対象経費等)

第4条 支援金の対象経費並びにこれに対する支援金額は、別表第1から別表第3までに掲げるとおりとする。

(申請受付)

第5条 支援金の申請受付の期限は、令和9年1月29日までとする。

なお、支援金の交付は申請受付順に行うことを基本とし、予算枠に達した場合は、その時点で申請受付を締め切る。

- 2 支援金の申請は、第3条第1号、第2号ア、第2号イ、第3号の支援対象事業毎に行うものとする。
- 3 支援の対象に関して、国、団体又は個人からの寄付金、負担金、補助金、助成金、支援金及びそれらに類する収入等がある場合は、事前に「トラック運送事業者の人手不足・物価高騰対策支援金センター」(以下「支援金センター」という。)に問い合わせること。

【支援金センターの問合せ先 082—232—3380】

9時～17時(土日祝日、年末年始(12/28～1/3)、お盆(8/13～16)を除く)

(申請方法)

第6条 支援を希望する事業者は、導入後、次の宛先に、別表第4に掲げる書類を追跡可能な方法で提出しなければならない。

【支援金センターの住所】

〒733-0032

広島市西区東観音町1-24 P&P平和大通りビル2F

トラック運送事業者の人手不足・物価高騰対策支援金センター

TEL：082-232-3380

※ 事業者の事情により、支援金センターへの持参も可能とする。

- 2 別表第1に規定する複数者連携型にあつては、代表事業者は、原則として、支援対象事業グループとしての事業計画及びグループ構成員の申請情報（別表第4に掲げる書類）を取りまとめた上で、前項の宛先へ提出しなければならない。
- 3 第3条第1項第1号に該当する事業者がリースを利用してシステムを導入する場合には、事業者がリース事業者に支払うリース料等から支援金相当分が減額されること等を条件に、事業者とリース会社の共同申請を認め、システムの導入費用等について、リース会社を対象に支援金を交付することができる。

（支援金の交付）

- 第7条 協会は、第6条の支援金交付申請書の提出があつたときは、速やかにその内容を審査し、支援金を交付する場合は交付の決定と額の確定を同時に行い、交付しない場合は不交付の決定を行う。
- 2 前項の決定において、支援金を交付する場合にあつては、別記様式第2号により、前条の交付申請をした事業者に対し交付の決定について通知するとともに、口座振込により支援金を交付する。また、交付しない場合は、別記様式第3号により、前条の交付申請をした事業者に対し通知する。

（交付決定の取消し等）

- 第8条 協会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 事業者が、この要綱又はこの要綱に基づく協会の指示等に違反した場合
 - (2) 事業者が、虚偽の申請等の不正や、その他協会が不相当と認める行為により支援金を受領したことが判明した場合
 - (3) 事業者が、支援金の申請や交付に関することについて法令に違反した場合
 - (4) 第6条第3項の規定によりリース事業者と共同申請を行ったが、リース契約期間の終了前に当該契約を解約等した場合
 - (5) その他、協会が必要と認める場合。
- 2 協会は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する支援金が交付されているときは、期限を付して当該支援金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（加算金及び延滞金）

- 第9条 事業者は、支援金の返還を求められたときは、その請求に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還を求められた支援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付しなければならない。
- 2 事業者は、協会から支援金の返還の命令を受け、これを納付期日までに納めなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

- 3 協会は、第1項及び前項において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は遅滞金の全部又は一部を免除することができるものとする。

(帳簿の保存義務)

第10条 事業者は、支援金に関する収支を明らかにした帳簿（申請書類等一式）を備え、支援金を受領した日の属する会計年度の終了後10年間保存しなければならない。

(立入検査等)

第11条 協会は、必要に応じ、支援事業の状況等について、事業者に対し報告させ、又は指定する職員に關係する事業者の施設に立ち入り、關係帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは關係者に質問させることができる。

- 2 事業者は、立入検査等に対して誠実に対応しなければならない。

(財産の管理及び処分)

第12条 事業者は、支援対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、支援対象事業の完了後においても、善良なる管理者の注意をもって適切に管理するとともに、取得価格の単価が50万円以上の取得財産等（以下「処分制限財産」という。）については、これを支援金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲渡し、他の物件と交換し、廃棄し、又は債務の担保の用に供してはならない。ただし、あらかじめ「財産処分承認申請書（別記様式第4号）」により協会の承認を受けた場合はこの限りではない。

- 2 事業者は、取得財産等の単価が50万円以上の場合、又は効用の増加価額の単価が50万円以上の場合、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定めに従い管理しなければならない。
- 3 取得財産等の管理及び処分に際し承認が必要な期間は前項に定める期間とする。
- 4 協会は、第1項の規定により承認を受けた事業者は、「財産処分報告書（別記様式第5号）」により処分後速やかに協会に報告することとし、当該承認に係る取得財産等を処分したことにより収入があったときは、その収入の全部または一部に相当する金額を納付させることができる。

(グループ構成員の連帯責任)

第13条 別表第1に規定する複数者連携型においては、グループ構成員は、申請した支援対象事業全体の実施及び結果について連帯して責任を負う。

(複数者連携型における読み替え)

第14条 別表第1に規定する複数者連携型においては、第7条から第12条までの規定で「事業者」とあるのは、「グループ構成員」と読み替えるものとする。

(標準様式の取扱い)

第15条 この要綱に定める様式（別記様式第1号を除く）は、標準様式として定めたものであり、これと異なる様式を用いることを妨げるものではない。

(その他必要な事項)

第 16 条 協会は、この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関するその他の必要事項について、別にこれを定めることができる。

附則（施行期日）

本要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。